

議案第 4 1 号

城陽市国民健康保険条例及び城陽市休日急病診療所条例の
一部改正について

城陽市国民健康保険条例及び城陽市休日急病診療所条例の一部を改正
する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出
(2024年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市国民健康保険条例及び城陽市休日急病診療所条例の一部を改正する条例

(城陽市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 城陽市国民健康保険条例（昭和36年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
第28条 城陽市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。	第28条 城陽市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し <u>100,000</u> 円以下の過料を科する。

(城陽市休日急病診療所条例の一部改正)

第2条 城陽市休日急病診療所条例（昭和54年城陽市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(診療費) 第7条 診療所において診療を受けた者は、<u>ただちに診療費を納入しなければならない</u>。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、後納することができる。 2 前項の診療費は、<u>次の各号</u>に定めるところにより算定した額とする。ただし、これにより算定し難いときは、市長が別に定める額とする。 (1) 略 (2) 前号以外の診療を受けるときは、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により算定した額 3 診療を受ける際、<u>被保険者証等の提示</u>をした者は、前項に規定する額から保険者負担分を控除した額を納入しなければならない。 4 診療を受ける際、<u>被保険者証等の提示がない者</u>は、第2項に規定する額を納入しなければならない。	(診療費) 第7条 診療所において診療を受けた者は、<u>直ちに診療費を納入しなければならない</u>。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、後納することができる。 2 前項の診療費は、次に定めるところにより算定した額とする。ただし、これにより算定し難いときは、市長が別に定める額とする。 (1) 略 (2) 前号に<u>掲げる診療</u>以外の診療を受けるときは、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により算定した額 3 診療を受ける際、<u>被保険者であることの証明</u>をした者は、前項に規定する額から保険者負担分を控除した額を納入しなければならない。 4 診療を受ける際、<u>前項の証明をすることができない者</u>は、第2項に規定する額を納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年（2024年）12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政

令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）等の一部が改正されたことに伴い、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除する等の改正を行いたいので、同法第 127 条第 1 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

国民健康保険法（抜粋）

第 127 条 市町村は、条例で、第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 ～ 4 略

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

城陽市国民健康保険条例及び城陽市休日急病診療所条例の 一部改正条例要綱

1 改正の概要

(1) 城陽市国民健康保険条例の一部改正

被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除する
(第28条関係)。

(2) 城陽市休日急病診療所条例の一部改正

被保険者証の廃止に対応するため、「被保険者証等の提示」を
「被保険者であることの証明」に改める(第7条関係)。

2 施行期日

令和6年(2024年)12月2日